

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 学校教育課	
許 認 可 等 名	就学援助費の交付の認定	
根 拠 法 令	徳島市就学援助費交付規則	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5414)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市の区域内に住所を有する児童生徒の保護者のうち生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者で、就学援助申請書を提出した者のうち次の要件に該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者で、学校長より意見のあった者</p> <p>ア 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者</p> <p>イ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者</p> <p>ウ 学校納付金の納付状況が悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品費等に不自由している者等で保護者の生活状況が極めて悪いと認められる者</p> <p>エ 経済的な理由による欠席日数が多い者</p> <p>(2) 世帯構成員全員に係る前年の所得控除を行う前の総所得額が、世帯構成により算定された徳島市生活保護基準(徳島市における基本生活費、教育費)の1.2倍未満である者</p> <p>ただし、徳島市生活保護基準の1.2倍以上である者のうち家賃の支払いがある者は、賃貸契約書と家賃証明書を提出すれば、家賃月額45,600円を上限として1.2倍した額を認定所得限度額に加算し、世帯の総所得がその額より下回った場合認定となる。</p> <p>(3) (2)の基準で認定にならない場合でも次のような状況の変化があり必要書類を提出した者のうち教育委員会が支給を必要と認めた者</p> <p>ア 今年に入り所得者が失業・死亡したり、火災などの災害にあったとき</p> <p>イ 前年中の医療費(税法上の医療費控除分)が著しく増えたとき</p> <p>ウ 前年中の被扶養者が増えたとき</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	<p>総日数 65日(休日を除く)</p> <p>(学校から教育委員会への送付期間20日を含む。)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成26年 3月26日最終変更)